

4. 公園等

[5]案内標示等

整備の基本的考え方

公園等を訪れる車いす使用者や視覚障害者を含むすべての人が施設を気軽に利用できるよう、案内標示の充実を図る。

整備基準

案内標示等を設ける場合においては、建築物[18]案内標示等の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

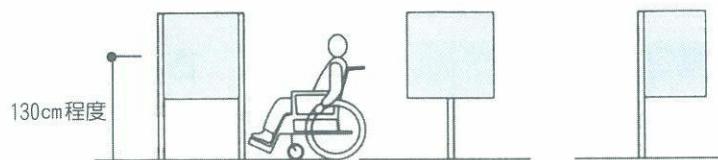
※建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照。

○配慮事項

- ・出入口付近には、施設全体を示す案内版を、見やすく、かつ、通行の支障にならないように設置すること。また施設全体を示す触知図を設置することが望ましい。
- ・園内の要所に案内板を設けること。
- ・案内板は大きめの文字を用い、点字標示を設けることが望ましい。
- ・避難地となる公園にあっては、放送設備とともに電子標示板などの設備を設けることが望ましい。

参考解説図

■車いすに対応した標示の高さ



■標示サインのデザイン例



■公園内のサイン標示のイメージ

